

邑楽町告示第226号

令和2年第1回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月20日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和2年11月24日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

3. 件 名

- 1 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 4 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和2年第1回邑楽町議会臨時会議事日程

令和2年11月24日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第50号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第51号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 5 議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 6 発議第 4号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
関口春彦	総務課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

石原光浩	事務局長
内田知栄	書記

◎開会及び開議の宣告

○神谷長平議長 ただいまから令和2年第1回邑楽町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時00分 開議]

◎諸般の報告

○神谷長平議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期臨時会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において小久保隆光議員、黒田重利議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○神谷長平議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第50号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第3、議案第50号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第50号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会による勧告を参考に、本町職員の給与等について、所要の見直しを行うものであります。

改正の主な内容は、令和2年12月期の期末手当の支給率を100分の130から100分の125へと引下げ、年間の期末勤勉手当支給率を100分の450から100分の445とするものであります。

また、令和3年4月からの各期の期末手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 邑楽町職員の給料を引下げるといふ、人事院勧告と群馬県人事委員会の勧告によって下げるといふ条例案ですけれども、私はこれに対して、とても不満です。何でかといいますと、いつも職員は、今回のコロナ禍の中で、残業もして、何か月か前の10万円の支給のときも、しっかりと邑楽町はほかの近隣の町村から比べるといち早く支給もできました。それは、自分たちがみんなのために一生懸命働こうというものの表れだったと思うのです。そして、そのとき国は、委託料を出してくれました。委託料を出してくれたけれども、その委託料は国のほうに返還しました。それで、自分たちの力でやったのです。それは、一つの仕事で今例を挙げましたけれども、その仕事は何の仕事でも、そういうふうにして職員は意欲は表れていると思います。そして、この年末になるにつけてボーナスを下げますといふので、あのとき頑張った評価がこれかというようながっかり感があると思うのです。

しかし、どのくらいの額を下げるかをちょっと明らかにしたいので、総務課長にお尋ねします。総務課長に正規職員のお給料、平均値をこの間出していただきましたけれども、幾らから幾らぐらいいまで、町の財政としてはどのくらいトータルで削減するのか、またはその削減の意味があるのか。削減の意味は結構です。額面を教えてくださいませんか。

○神谷長平議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

正規職員の今回の一時金の見直しによりまして削減する額につきましては、概算ではございますが、総額で正規職員分としまして310万円ほどでございます。

以上でございます。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 今もう一つ、総額を今言ってくださいましたが、職員1人あたりは幾らにな

るでしょうか。

○神谷長平議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 失礼しました。職員の1人当たりの削減の額につきましては、これも平均の概算になりますが、約1万6,000円ほどの減額となります。全体の平均ということでございます。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 平均値しか出ていないということによろしいですか。一番低い人と一番高い人の数字も聞きたいのですけれども。

○神谷長平議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 今回の引下げにつきましては、一月分の0.05月を減額するものでございます。一番低いものとしますと約7,000円ほどから2万円ほどになります。その平均が、先ほどの1万6,000円ほどということになります。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 額面が出ましたので、分かりました。お一人年末のボーナスが7,000円から、高い方で2万円も減額されるという。この寒い冬に向かって、それにコロナの危険もあり、職員たちは、業務として危険手当もつかなくてはならないほどの業務もあるわけです。コロナに感染している方たちが、コロナの菌をしょっているかもしれない方たちとも接しなくてはならない窓口業務もあります。それで、外にも行かなくてはならないわけです。それなのに、そういう危険手当はもちろん出ない。事務職だから出ないわけです。現場職というか医療現場の方たちには出ましたけれども、職員には出ないわけです。せめてボーナスの満額支払いは妥当なのだと私は感じております。

そこについて、町長は提案者ですが、310万円の支出を抑制できる、これにどのくらいの意味があるか、町長はどうお考えでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 今回の減額につきましては、民間給与との格差是正ということが大きな要因として挙げられるのかなと思います。先ほど職員の勤務状況については、大変お褒めの言葉を頂いて、本当にありがたく思っておりますし、職員もそのような気持ちで鋭意努力をしているというふうに思っておりますので、今後もなお一層そういったことについて、職務については精励するように頑張っていきたいと、こんなふうに思っておりますが、そのような状況の中で、特に期末手当についての0.05か月分の減額ということにつきましては、やはり民間の皆さん方の給与という面も、当然国の人事院では精査をしたというふうになっておりまして、群馬県の人事委員会も、それに合わせての支給ということでありますので、私は全体的な考え方からすれば、やはり多くの町民の皆さん方にご理解をいただける期末手当の減額という状況、ご理解をいただけるのではないかと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 民間給与との格差是正ということで、民間給与のほうは上がっているところもあります。物すごい黒字を出している会社も幾つかあります。中小企業が厳しい。そういう状況ですけれども、低いほうに合わせるのではないのです。高いほうに合わせていかななくては、私たちの生活はよくなるのです。ですので、前回の全員協議会的时候も、モチベーションが下がることに対しては、町長は、私が責任を持ってモチベーションを下げないようにしますということをおっしゃいましたけれども、町長1人で、職員の給料を下げたおいて、モチベーションを下げないというふうに、ご自分で自信を持ってそういうふうにおっしゃったのですけれども、それは職員の気持ち次第ですけれども、それはないなと。本当に町長が責任を持つというのは、自分のお給料を職員に全部を分けてあげて責任を持つというようなことなのではないかなというぐらいに思いましたけれども、責任を持つ、モチベーションが下がらないように、皆さんががっかりしないように責任を持つとおっしゃったので、そのこのところの意味といたしますか、そのこのところをお話しいただいて終わりにします。お願いします。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

塩井早苗議員。

〔8番 塩井早苗議員登壇〕

○8番 塩井早苗議員 職員の給料を減額するということに対して反対討論させていただきます。

今の質疑でもほとんどのことをお話し申し上げましたが、いつも人事院勧告には従って、上げるときは上がって、下がる時には下がるというのは何年間もやってきました。しかし、今は違うだろうと私は思うのです。コロナのこの厳しい中で、職員の仕事は、感染者がもしも来たとしても、その方ともずっと対応しなくてはならない、そういう危険な場所にいらっしゃるわけです。窓口業務というのはそういうものです。それなのに、民間給与との格差是正ということで、人事院勧告からそういう勧告が出たということで減額する、これはとんでもないことだと私は感じております。

ぜひ議員の皆様も、職員の生活をしっかりと保障するという意味で、私たちがここでイエスと言ってしまったら、すぐ下がってしまうわけです。私たちが、これは見合わせてくださいよと言えば、これは否決になるわけです。ぜひ皆さんの温かい心、議員一人一人にお願いしたいと思います。

では、これで反対討論とさせていただきます。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

〔13番 大野貞夫議員登壇〕

○13番 大野貞夫議員 議案第50号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対す

る討論を行います。

ご承知のように、今回私たちが直面している新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は一変しています。これに対応するワクチンも、今世界中で開発、研究が行われていますが、第3波が来ている現在、医療従事者をはじめとして公務員、自治体職員のご苦勞は余りあるものがあります。こんなとき、これらの人たちの生活の基本になる給与の引下げは、民間との格差の問題もありますが、従来のように一律に執行することには反対です。

一方では、この危機的状況にあるにもかかわらず、一部大企業は、内部留保の拡大は今まで以上に積み増しをしています。むしろこんなときだからこそ、これらの前戦に立って頑張っている人たちにこそ保障してやるべきです。

この後に提案されている特別職や我々議員は、人事院勧告に従って賛成しますが、こうした点を踏まえて、この議案に対しては反対といたします。

以上です。

○神谷長平議長 大賀孝訓議員。

〔5番 大賀孝訓議員登壇〕

○5番 大賀孝訓議員 人事院の勧告が出ましたけれども、久々に、若干ではありますが、ボーナスを下げろという勧告が出ました。今までは、ここ十数年来、景気がよかったこともありまして、人事院は給与アップの勧告を出してきましたけれども、しばらくぶりのこういう勧告だと思います。私も若い頃から組合員でいた現職の頃がありますけれども、人事院の勧告、国家公務員の勧告を無視したような地方自治体は、聞いたことがございません。やはり一つの目安となる、自治体の給与ベースの目安となる勧告でございますから、これは尊重しなければなりません。私たちの生活もありますけれども、やはり人事院は人事院なりに、民間給与を調べて、各種経済団体等が参加している給与ベースも調べて、国家公務員の平均給与も調べて、格差があるから、こうしたほうがいいですよということを勧告してくるわけです。全く根拠のない数字ではございません。

したがって、この人事院の勧告というのを真摯に受けとめ、私たちもこれに賛成をしていかなければならないというふうに考えております。今回の勧告が、たまたま給与、ボーナス等を下げろという勧告でございましたが、これは尊重しなければならないというふうに思っております。

したがって、私は賛成として討論をさせていただきました。ぜひ可決願いたいと思っております。

○神谷長平議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第51号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第4、議案第51号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第51号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末手当に準じまして、邑楽町会計年度任用職員の12月期の期末手当支給率を100分の130から100分の125へと引下げ、年間の支給率を100分の260から100分の255とするものであります。

また、令和3年4月からの各期の期末手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 引き続きこれはフルタイムの方の手当を引下げるということですね。フルタイムの方は、正規職員と同じように仕事をしています。同一労働同一賃金という、絶対その目標をクリアしようといって何年もやって、今回やっとフルタイムの方の、会計年度任用職員の方の給料が上がりました。それもスズメの涙上がりました。上がったところで、またもうこの月給から平均8,160円を下げる。金額が安い方から8,160円というのは、この0.05月、数字がちょっと間違っているかもしれませんが、下げるという、これはまたまた違うのだろうと。フルタイムの方たちの生活を安定させ、そして労働意欲を持っていただき、それでしっかりとやっていただくというのが町執行部のお願いではないでしょうか。

それに逆行しているこのことについては、とても反対なのですが、総務課長にお尋ねします。このフルタイムの方のお給料を下げると、町の支出はどのくらい削減できて、それはどんな意

味があるのか、お願いします。

2点お願いします。

○神谷長平議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

ただいま塩井議員からのご質疑で、フルタイムの会計年度任用職員ということですが、正確には町の会計年度任用職員については、月給制の月額が決まっている方と時間給の方がいらっしゃいます。月給の方につきましては、月額が年間決まっていますので、今回の改定によりまして、平均1人当たり8,160円ですが、年間で107万7,000円ほどの減額となります。

また、時給の方につきましては、各月で金額が違いますので、実際にこの11月までの給与の額を算定して、それにまた平均を出し、月数を掛けるということで、申し訳ありませんが、その差額については現在出せていないということで、この数字については月給で勤務している会計年度任用職員の金額ということで、107万円ほどということでご回答させていただきます。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 その107万円を削減できるということですがけれども、これは町長にお聞きします。この107万円減額して、フルタイムで一生懸命やっている方たち、またはパートでズメの涙お給料がこの間上がったわ、ボーナスも出るようになったのだという、喜んでいる気持ちの方たちに対して、また減額なのですよと、そんな簡単に言えるものなのか。

それから、107万円、たかが107万円下げるだけなのだよ。1人頭8,160円下げるだけなのだよという、人の給料の重みを感じていらっしゃらないのではないかなというふうに私には思えるのです。107万円を減額することで邑楽町は、それですごく潤って、ためになるならいいです。その人たちの給料も削減しましょう、そして必要なところにやりましょうというけれども、これは御飯を食べていく、飯を食べる、生活していくためのお金なので、減額はどうかと思っております。町長がこれを提案したので、ご意見をお願いします。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 減額をすることによっての、その減額の額そのものが、先ほど正規職員については310万円ほど、そして今度会計年度任用職員については107万円ほどの金額を減額させていただくということについて、町の財政についてどう考えるかということですが、これは申し上げるまでもなく、私たちは事業を実施していく上で、費用対効果ということはきちっと考えた上で考えていかなければなりません。

私は、金額の多寡もあるかもしれませんが、職員が事業執行していく上で、その金額の効果がどのように出るかということも十分認識をして仕事を行っていただいと。私自身もそのように思って事業を行っているつもりでありますけれども、したがって金額が多い少ないということだけでなく、これだけの金額を町財政のほうに寄与させていただくということになっておりますので、

私は大いに、これらの費用対効果ということであれば、効果はこれからではありますけれども、十分皆さん方にご理解いただけるような仕事ができると、そのよう思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと、このように思っております。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 会計年度任用職員の給料は、前回やっと上がったところですが、やっと上がったところの人の給料をまた今度は下げるといふ、それはないと思うのです。上げたり下げたり、それも人事院勧告の、上からの通達だけで。しっかりとした生活設計が、これでは会計年度任用職員は取れないわけです。それなので、今回はこれは、会計年度任用職員のは見合わせてもらいたい、そのように思います。

終わります。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第5、議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例

について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町長、副町長、教育長の12月期の期末手当100分の225を100分の5引下げ、100分の220とし、年間の支給率を100分の450から100分の5引下げて、100分の445とするものであります。

また、令和3年4月からの期末手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第4号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第6、発議第4号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

松島茂喜議員。

〔7番 松島茂喜議員登壇〕

○7番 松島茂喜議員 発議第4号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。

先ほど邑楽町職員や会計年度任用職員並びに町長等の期末手当が削減となりました。私たち議会

議員の期末手当につきましても、その均衡を図るべく、12月期の期末手当を100分の225から100分の5を減じ、100分の220とし、年間で100分の450から100分の445にしようとするものであります。

また、令和3年4月からの期末手当の支給割合につきましても見直しを行うものであります。

議会運営委員会に所属いたします議員全員の賛同をいただきまして提出をさせていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第4号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎町長の挨拶

○神谷長平議長 以上をもちまして今期臨時会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 令和2年第1回邑楽町議会臨時会の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会では、邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のほか2件について審議をいただきました。全て可決をいただき、ありがとうございました。本改正は、いずれも令和2年12月期の期末手当の支給率を0.05か月分減額するものであり、令和3年4月からの各期の期末手当の支給割合の見直しを行うものであります。

新型コロナウイルスは、依然として感染拡大が続いており、最近では発症者が全国で2,000人を超える日も続いております。冬季におけるインフルエンザと併せ、感染防止に緊張感を持って努めなければならないと思っております。議員各位には、くれぐれもお体をご自愛の上、ご活躍をご祈念申し上げます。

間もなく12月定例会も開催されますが、よろしくご指導をいただきますようお願い申し上げ、御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○神谷長平議長 以上で、令和2年第1回邑楽町議会臨時会を閉会します。

ご協力をいただきましてありがとうございました。

〔午前10時40分 閉会〕